

**広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務  
公募型プロポーザル説明書**

**1 業務名**

広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務

**2 業務内容**

別紙「広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務基本仕様書」のとおり

**3 業務場所**

広島市西区草津港一丁目8番1号 広島市中央市場

**4 委託期間**

契約締結日から令和4年3月31日まで

**5 業務費**

本業務に係る費用は49,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

**6 応募資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、応募者に準じ、上記(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

**7 応募資格確認申請書の提出**

**(1) 提出書類**

次の書類を各1部提出すること。

※ 再委託する場合の再委託予定事業者については、イ、ウの書類を各1部提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1）

イ 広島市税の納税証明書（写し可）

「平成〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）」以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 本市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

- エ 営業実態を確認するための商業登記簿及び財務諸表（写し可）  
※広島市競争入札参加資格の登録がある者は提出を省略できる。

**(2) 提出期間**

公示日から令和3年4月20日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

**(3) 提出先**

後記11の担当部署

**(4) 提出方法**

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

**(5) 応募資格確認結果の通知**

応募資格確認結果は、応募資格確認申請書提出者に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

**8 応募申込書及び提案書の提出**

**(1) 提出書類及び提出部数**

- ア 応募申込書（様式3）
- イ 提案書（様式4）
- ウ 応募者の概要・事業実績等（パンフレット等でも可）（様式任意）
- エ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

**(2) 提出期間**

応募資格確認結果の通知日から令和3年5月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

**(3) 提出先**

後記11の担当部署

**(4) 提出方法**

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

**(5) 留意事項**

- ア 提案は、1者につき1件とする。
- イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 提案書（様式4）には応募者（提出者）名を記載しないこと。
- エ 提出書類は返却しない。

**9 質問の受付と回答**

**(1) 質問の受付**

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和3年4月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- イ 受付場所 後記11の担当部署
- ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

## (2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後に、本市のホームページにおいて公表する。

## 10 審査方法

### (1) 審査

広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙「受託候補者特定基準」に基づき、提案書を審査する。

### (2) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審議の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、受託候補者特定基準の各評価項目1から3の得点が6割に達しておらず、審査委員会において、本市の求める最低限の水準に達していないと判断された場合は、受託候補者として特定しない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で審議の上、受託候補者を特定する。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

### (4) 審査結果の公表

契約の締結後速やかに、最高得点者の商号又は名称と総得点及び応募者数を、本市のホームページにおいて公表する。

### (5) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

### (6) 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

### (7) 契約手続

優先交渉権者と本市は、地方自治法その他法令の規定に基づき、随意契約の交渉を開始する。

## 11 担当部署

〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号（中央市場管理棟2階）

広島市経済観光局中央卸売市場中央市場

Tel 082-279-2411 Fax 082-279-2431

Eメール [chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp)

## 12 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

- (4) 提案書に記載の技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にすることがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にすることがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 本業務の受託者（再委託事業者を含む。）は、今後本市が発注を予定している、広島市新中央市場の建設に係る事業の入札に参加することはできない。ただし、当該事業について発注者を支援する業務（CM業務等）についてはこの限りではない。
- (9) 提出された提案書等に係る内容は、最終候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (10) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金の納付を免除する。
- (11) 別添の「広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、別途発注者と協議の上契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

## 受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
<b>1. 実施方針等</b>		<b>50</b>
(1) 業務の実施方針	「広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画」及び基本仕様書で定めた業務内容を十分に理解しているか。	5
(2) 実施手順等	基本仕様書の業務内容について、実施手順やその考え方が明確に示されているか。その内容は適切かつ効果的なものか。	10
ア 基本仕様書 5 (1) について		5
イ 基本仕様書 5 (2) について		15
ウ 基本仕様書 5 (3) 及び(4) について		5
エ 基本仕様書 5 (5) について		10
(3) 作業計画	作業計画が、業務内容に対して、妥当かつ現実的であるか。	10
<b>2. 実施体制等</b>		<b>20</b>
(1) 実施体制	実施内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
(2) 類似業務の実績	本業務と類似業務の実績をどれだけ有しているか。 関連した業務の経験を有し、業務を遂行できる有益な知見があると判断できるか。(平成18年4月1日以降に発注され契約中または履行済みの実績に限る。)	5
(3) 実施能力	組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	5
<b>3. 従事予定者の経験・能力</b>		<b>20</b>
(1) 類似業務の実績	本業務と類似業務の実績をどれだけ有しているか。 関連した業務の経験を有し、業務を遂行できる有益な知見があると判断できるか。(平成18年4月1日以降に発注され契約中または履行済みの実績に限る。)	10
(2) 専門知識・ノウハウ	業務内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	5
(3) 保有資格等	業務内容に有益な資格等を有しているか。	5
<b>4. アピールポイント</b>		<b>10</b>
(1) アピールポイント	1～3に記載した内容以外で、本業務に有益なアピールポイントがあるか。	10
	合 計	<b>100</b>